

中間前金払制度の導入について

1. 目的

受注者へ資金調達の円滑化を通じて、公共工事の適正な施工が確保されることを目的として、中間前金払制度を導入します。

2. 中間前金払制度について

契約当初に前払金（契約金額の4割以内）を支出する工事について、工期の中間時期に一定の要件を満たし、保証事業会社の保証を条件として契約金額の2割以内を支払うものです。

3. 中間前金払と部分払の関係

中間前金払と部分払のどちらも対象とされている工事の場合には、契約締結時に「中間前金払と部分払の選択に係る届出書」（様式第1号）によりいずれかを選択します。なお、その後の選択の変更は認めません。また、中間前金払を選択した場合は、部分払は行いません。ただし、工期が複数年度にわたる場合の当該会計年度末に行う部分払は行います。

4. 中間前金払の対象となる工事

次の要件のいずれにも該当する工事

- ①建設業法第2条第1項に規定する建設工事
- ②請負金額が1件500万円以上の工事
- ③前払金を支出する工事

5. 中間前金払の認定要件

次の要件をすべて満たすこと。

- ①工期（工期が複数年度にわたる工事については、当該会計年度の工期）の2分の1を経過していること。
- ②工程表により工期（工期が複数年度にわたる工事については、当該会計年度の工期）の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事の作業が行われていること。
- ③既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額（工期が複数年度にわたる工事については、当該会計年度の出来高予定額）の2分の1以上の額に相当するものであること。

6. 中間前払金の額

契約金額の2割以内の額（その額に1万円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）で、かつ、既に支払った前払金の額と合計して請負金額の6割以内、3億円を限度額とします。工期が複数年度にわたる工事については、一の会計年度の額が3億円を限度とします。

7. 中間前金払の請求手続き

1) 認定の請求

中間前金払の対象時期等の要件に該当することについて、「中間前金払認定請求書」(様式第2号)に「工事履行報告書」(様式第3号)及び工程表等を添付して、町へ請求してください。

2) 認定・不認定の通知

町は、「中間前金払認定請求書」の受理後、要件を満たしているか否かを判断し、「中間前金払認定調書」(様式第4号)により結果を通知します。

3) 保証事業会社への中間前払金保証の申込・保証証書の発行

受注者は、保証事業会社へ中間前払金保証の申込を行い、保証証書の発行を受けてください。

4) 中間前払金の支払請求

受注者は、「中間前払金請求書」及び保証事業会社が発行した保証証書とその写しを添付して、町へ中間前払金を請求してください。

5) 中間前払金の振込

町は、支払請求を受理した後、原則14日以内に受注者が指定する中間前金払専用口座に中間前払金を振り込みます。

6) 中間前払金の変更等

- ・契約金額を増額した場合でも、当該増額分に係る中間前金払は行いません。
- ・契約金額を減額した場合で、前払金の額と中間前払金の額の合計が減額後の契約金額の10分の6を超えるときは、その超過額を変更契約締結の日から30日以内に返還し、保証契約も変更してください。

8. その他

工事の設計若しくは調査又は測量については、中間前金払はありません。